



子育て



不妊治療費助成の一部終了について

平成17年度から大田原市独自に助成をしている「特定不妊治療費(体外受精・顕微授精)」への助成については、令和3年3月31日までに終了した治療をもって終了します。

●申請期限：妊娠の有無にかかわらず1治療期間終了日から6か月以内

※なお、人工授精に関する助成は継続しますので、お間違いのないようご注意ください。

問申 子ども幸福課 本3階
TEL (23) 8634

健康・福祉



令和3年度「ささえ愛サロン事業費補助金」の申請について

地域の高齢者などが気軽に集える憩いの場(ささえ愛サロン)を運営する団体に対し

運営費などを補助します。

令和3年度補助金の申請を考えている方(継続・新規)には、要件や手続きなどの説明を行いますので、申請前に窓口へお越しください。

●申請受付：4月1日(土)から

●運営費補助金(3年間)

各年度上限5万円

●準備費補助金(初年度のみ)

上限5万円

※運営状況などにより変わりますのでご相談ください。

問申 高齢者幸福課 本3階
TEL (23) 8740



ささえ愛サロンでの世代間交流(流しそうめん)の様子

大田原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成制度

市では、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児に係る補聴器について、購入費用などの一部を助成しています。申請には医師の証明などが必要ですので、事前にご相談ください。

●対象

①市内に住所のある18歳未満の方

②両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満の方

③補装具費支給意見書(聴覚障害者用)を作成できる医師から、補聴器の装用により言語の習得など一定の効果が見込めると判断された方

④児童の属する世帯に、当該年度の市民税所得割の額が46万円以上の方がいないこと

⑤児童、あるいは児童の属する世帯員に市税などの滞納がないこと

●助成額：市の要綱で定める基準額に3分の2を乗じた額。ただし、児童の属する世帯が生活保護世帯、また

は世帯全員が非課税の世帯である場合には全額を助成

問申 福祉課 本3階
TEL (23) 8921

敬老会補助金について

「敬老会」を開催する自治会、自治公民館、養護老人ホームなどの団体に交付している「敬老会事業費補助金」について、令和3年度から対象年齢を1歳ずつ80歳まで引き上げていく予定です。

〈補助金の算定基準〉

年度	補助金算定年齢	敬老会事業対象1人あたり
令和3年度	76歳以上	2,000円
令和4年度	77歳以上	
令和5年度	78歳以上	
令和6年度	79歳以上	
令和7年度以降	80歳以上	

問申 高齢者幸福課 本3階
TEL (23) 8740

第24回お彼岸感謝祭【どなたでもお気軽にご来場いただけるイベントです】

春のチャリティー生花アレンジ特売会



500円~
ご用意しております!

- ①地元のお花を使用
- ②通常価格の半額!
- ③売上金は全て寄付

会場限定 数量限定
仏花販売
【特価500円~】

3/13 (土)
午前10時~午後12時

なすの斎場一區町(一區町) 315-187

イベント問合 AM9:30~PM5:00
0120-33-8871

*) マスク持参で願います
*) 屋外での開催予定
*) 雨天時は屋内に人数の制限を設けての開催です。

※財源確保のため、有料広告を掲載しています

本 本庁舎（新庁舎）

湯 湯津上庁舎

黒 黒羽庁舎

生 生涯学習センター

体 県立県北体育館

**令和3年度の福祉タクシー
利用券を交付します**

● **交付開始日**：3月25日(木)
● **対象**：身体障害者手帳1級・2級の方、療育手帳A1・A2の方、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

● **持ち物**：各種障害者手帳

● **申込窓口**：左記窓口・黒羽支所・湯津上支所

● **その他**：人工透析を受けている方で、福祉タクシーを利用しない方は、「人工透析者燃料費助成」を申請することができます。詳細は左記へお問い合わせください。

問 福祉課 **本** 3階
TEL (23) 8921

税



**固定資産税に関する帳簿の
縦覧**

令和3年度の固定資産税に関する帳簿の縦覧を次のとおりを行います。

● **日時**：4月1日(木)～30日(金)

平日午前8時30分～午後5時15分
※税務課のみ、毎週(木)は午後7時まで

● **場所**：税務課(本庁舎2階)、黒羽支所、湯津上支所

縦覧できる方

▼本市に所在する土地の固定資産税の納税者(土地価格等縦覧帳簿が縦覧できます)

▼本市に所在する家屋の固定資産税の納税者(家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます)

▼納税者の代理人(委任状が必要)

▼納税管理人

▼納税者と同一世帯の親族

▼法定相続人(相続人であることを証明する戸籍謄本などが必要)

※マイナンバーカードや運転免許証など窓口に来られる方の本人確認ができるものが必要です。

縦覧できる帳簿

▼土地価格等縦覧帳簿(土地の所在地番ごとに地目、地積、価格などを表示)

▼家屋価格等縦覧帳簿(家屋

の所在地番ごとに種類、構造、床面積、価格、建築年次などを表示)

問 税務課 **本** 2階

資産税土地係

TEL (23) 8726

資産税家屋係

TEL (23) 8864

**大田原税務署からのお知らせ
令和2年分所得税などの申告・納付期限の延長について**

令和2年分の所得税などについては、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告・納付期限が下表のとおり延長されました。

なお、申告・納付期限の延長に伴い、口座振替日も延長となっております。

※市役所での所得税の申告受付は延長になりません。

問 大田原税務署

TEL (22) 3115代表

※自動音声案内に従い番号をお選びください。

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

ワクチン接種につきましては、医療従事者などへの接種後、高齢者、基礎疾患を有する方や高齢者施設などで従事されている方、それ以外の方の順に接種を進めていく見込みです。接種開始時期や接種が受けられる場所については2月末現在調整中です。詳細につきましては、3月中旬以降、令和3年度に65歳以上になる方を対象に案内通知および接種券を送付する予定です。

なお、そのほかの方につきましては、日程などが決まり次第、個別通知や市ホームページなどでお知らせします。

【ワクチン接種に関する不審な電話にご注意ください】

新型コロナウイルスワクチン接種のために必要としたり、金銭や個人情報を騙しとろうとする電話に関する相談が消費者庁に寄せられています。

市が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話で求めることはありませんのでご注意ください。

問 健康政策課 **本** 3階
TEL (23) 8704



〈申告期限・納付期限〉

税目	当初	延長後
申告所得税	3月15日(月)	
個人事業者の消費税	3月31日(木)	4月15日(木)
贈与税	3月15日(月)	

〈口座振替日〉

税目	当初	延長後
申告所得税	4月19日(月)	5月31日(月)
個人事業者の消費税	4月23日(金)	5月24日(月)